

予防接種の効果、副反応について

インフルエンザってどんな病気？

主な症状は、突然の高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などで、のどの痛み、咳、鼻水などです。普通のかぜに比べて全身症状が強くみられます。気管支炎や肺炎などを合併し、重症化することが多いのも特徴です。

この予防接種の効果はどの程度続きますか？

ウイルスは毎年のように変異しながら流行するため、ワクチンは毎年そのシーズンの流行を予測して製造されます。ワクチンが十分効果を維持する期間は、接種約2週間後から約5か月間といわれています。したがって、有効性を高めるためには10月から12月中旬までの間に行うことが適当です。

予防接種を受ける前に気をつけることは？

- ①必要性や副反応をよく理解しましょう。
- ②気にかかることなどがあれば、接種する前に医師に相談しましょう。
- ③予診票は接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。原則として接種を受ける人が責任をもって記入し、正しい情報を接種医に伝えましょう。
- ④対象者の意思確認が困難な場合：ご家族又はかかりつけ医の協力により対象者の意思確認をすることは認められていますが、積極的な接種勧奨にならないように注意しましょう。(接種義務はありません。)

予防接種要注意者(かかりつけ医にご相談ください)

- ①心臓病、じん臓病、肝臓病や血液の病気、発育障害その他慢性的の病気で治療を受けている人
- ②今まで予防接種で接種後2日以内に発熱および全身性発疹等のアレルギーを疑う症状があったことのある人
- ③今までにけいれんを起こしたことがある人
- ④過去に免疫不全と診断された人、近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- ⑤間質性肺炎、気管支喘息などの呼吸器系の病気がある人
- ⑥インフルエンザ予防接種の成分又は鶏卵、鶏肉、その他の鶏由来のものに対して、アレルギーがあるといわれたことがある人

副反応にはどんな症状がありますか？

- ①注射のあとが赤みをおびる、はれたり、痛んだり、かゆみができることがあります。また発熱、咳、鼻水がでることもあります。通常2～3日のうちに治ります。
- ②接種後より2週間後から1か月以内に、血管浮腫(口びるやまぶたなどがはれる)、発熱、吐き気、嘔吐、腹痛、下痢、食欲減退、頭痛、けいれん、運動障害、意識障害、めまい、顔面神経麻痺、視力障害などの重度の症状が現れた場合は、診察される医師に予防接種を受けたことをお伝えください。

予防接種を受けることが適当でない人

- ①明らかに発熱のある人(通常37.5℃以上)
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかかな人
- ③急性の病気で薬を飲む必要のあるような人(その後の病気の变化が分からなくなる可能性もあるので、その日は見合わせるのが原則です。)
- ④インフルエンザ予防接種に含まれる成分や卵等によって、アナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかかな人
(「アナフィラキシー」とは、じんましんなどの皮膚症状やくちびるの腫れなどの粘膜の症状とくしゃみなどの呼吸器の症状や血圧低下などの症状が複数同時にあらわれるのが特徴です。)
- ⑤予防接種を受けた後、2日以内に発熱、発疹(ほっしん)、じんましんなどアレルギーを疑う異常がみられた人(インフルエンザ以外の予防接種を含みます)
- ⑥新型コロナワクチン接種後2週間を経過していない人
- ⑦その他、医師が不適当な状態と判断した場合

健康被害救済制度について

定期的予防接種を受けて健康被害を来した場合、申請により予防接種と因果関係がある旨を厚生労働大臣が認定すれば、給付を受けることができます。

季節性インフルエンザ予防接種のお知らせ

(接種費用一部公費負担)

対象の方は、予防接種の効果、副反応についてご理解の上、健康な時に接種を計画しましょう。時期は、下記の日程で実施していますが、流行前(12月中旬)までに接種されることをお勧めします。なお、接種義務はありませんので、対象者が希望される場合に限り接種を行います。

実施期間 ・ 接種回数

令和3年10月1日から令和4年1月31日までの間に1回接種

対象者

伊丹市に住民登録があり、接種を希望する次の人
〔注〕ご本人の意思確認ができない場合は、任意予防接種(自費)となります。

- 接種当日に満65歳以上の人
- 接種当日に満60歳～65歳未満の人で、下記の①または②の身体障害者1級相当の人(身体障害者手帳または診断書の提示が必要です)
 - ①心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害のある人
 - ②ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害のある人

実施場所 市内実施医療機関(P2, 3参照)
必ず事前にお問い合わせください。

持ち物 健康保険証

自己負担金 1,500円

上記対象者のうち、生活保護法による被保護世帯に属する場合は「生活保護受給証明書」を、中国残留邦人等支援法による給付を受けている場合は「支援給付受給証明書」を医療機関へ提出すれば無料となります。(これらの証明書は、市福祉事務所で申請すれば交付を受けることができます。)

その他

住民登録のある市町以外に所在する医療機関で定期接種を希望される場合、住所地の保健センター等で事前に手続きが必要です。(手続きをせずにインフルエンザの予防接種を受けた場合、任意接種となり、接種費用は全額自己負担となります。)

新型コロナワクチン接種の前後2週間は、他の予防接種はできません。ご注意ください。

伊丹市立保健センター 伊丹市千僧1丁目1番地

☎ 072-784-8034 / fax 072-784-8139



伊丹市マスコット たみまる

